

デジタル課税第1の柱／利益Aを実施するための 多国間条約(MLC)の公表

October 2023

In brief

2023年10月11日、経済協力開発機構(OECD)は、第1の柱／利益Aを実施するための多国間条約(Multilateral Convention to Implement Amount A of Pillar One: 以下、MLC)について、現在の合意を反映したテキスト及びコメントリーを公表しました¹。

第1の柱／利益Aは、大規模かつ利益率の高い多国籍企業グループ等を対象として、物理的な拠点の有無にかかわらず、残余利益の一部に対する課税権を市場国に再配分する枠組みとして議論が進められています。

OECDは、MLCテキストの公表について、国際税制に関する抜本的な改革を協調的に実施するための基礎を各国政府に提供するものであり、条約の署名に向けた重要な進展を示すものとしています。

今回公表された第1の柱／利益Aに係る多国間条約(MLC)のテキストは、包摂的枠組みでの議論においてこれまでに達成されたコンセンサスを反映したものであり、署名のために開放されているものではありません。

また、MLCの発効については、利益Aの対象範囲と想定される多国籍企業グループの最終親会社の居住地国の60%以上をカバーし、かつ、30カ国以上が批准することを発効要件としています。

MLCに係る今後のプロセス及びスケジュールについては、2023年7月11日にOECD/G20より公表された"Outcome Statement"において、MLCについて2023年末までに署名式を開催し、2025年中のMLCの発効を目指すとされています²。

In detail

1. 第1の柱／利益Aに関するこれまでの議論の経緯について

デジタル経済課税に関する第1の柱においては、新たな課税権である「利益A」として、グローバル収益が200億ユーロ超かつ利益率10%超の多国籍企業グループについて、物理的な拠点の有無にかかわらず事業を行い、利益を稼得している市場国に対して、収益の10%を超える利益として定義される残余利益の25%に係る課税権を再配分する枠組みとして議論が進められてきました。

包摂的枠組みにおけるこれまでの議論については、2022年2月より、「利益A」の制度設計に関して構成要素ごとに「ドラフトモデルルール」として段階的に公表され、利害関係者からのインプットを得てきました(ローリングパブリックコンサルテーション)。その後、2022年7月及び10月に、これらのパブリックコンサルテーションを踏まえアップデートしたドラフトルールの統合版として「第1の柱／利益Aに関する進捗報告(Progress Report on Amount A of Pillar One)」が公表され、利益Aに係る全体的な制度設計が示されていました。

¹ <https://www.oecd.org/tax/beeps/inclusive-framework-releases-new-multilateral-convention-to-address-tax-challenges-of-globalisation-and-digitalisation.htm>

² <https://www.oecd.org/tax/beeps/138-countries-and-jurisdictions-agree-historic-milestone-to-implement-global-tax-deal.htm>

2. 今回公表された多国間条約(MLC)のテキストについて

今回公表された多国間条約(MLC)のテキストについては、利益 A の技術的な枠組みに関し、包摂的枠組み加盟国間での議論においてこれまでに達成されたコンセンサスを反映したものとされています。従って、MLC の脚注に記載されているいくつかの特定の項目については、少数の国によって異なる見解があり、これらの相違点の解決に向けて現在も議論が行われているとしています。

全体的な制度設計について、基本的にはこれまでに公表された内容を踏襲したものとなっていますが、対象範囲に関して、新たに防衛事業、及び利益 A の対象になったとしても事業が国内で完結する国を利益 A の配分対象から除外とする規定が設けられています。また、マーケティング・販売活動利益に係るセーフハーバー調整額(MDSH 調整額)及び二重課税排除の算定において源泉税を考慮に入れた枠組みが提示されています。

また、発効要件については、利益 A の対象範囲と想定される多国籍企業グループの最終親会社の居住地国の 60%以上をカバーし³、かつ、30 カ国以上が批准書を寄託した後、締約国によって条約発効日が決定されると規定されており、二重課税排除義務を負うと予想される締約国の参加レベルを考慮に入れる必要があるとされています。

The takeaway

今回、第 1 の柱／利益 A を実施するための多国間条約(MLC)について、包摂的枠組みメンバー国における議論に関して現在の合意を反映したテキストが公表されました。MLC はコメンタリーと併せて、利益 A の全体像及び詳細な制度設計を規定していますが、脚注に記載されているように特定の項目について一部の国は異なる見解を有しており、包摂的枠組みにおける議論は継続しています。

米国財務省は、本 MLC テキストの公表を受け、MLC に関する 60 日間のパブリックコンサルテーションを開始し、MLC 全文によって特定された技術的及び執行上の論点を含め提案された枠組みが米国納税者及び利害関係者にとって機能するか否かに関してインプットを求めています⁴。

利益 A に係る MLC の発効については、MLC テキストにおいて、利益 A の対象範囲と想定される多国籍企業グループの最終親会社の居住地国の 60%以上をカバーし、かつ、30 カ国以上が批准することを発効要件としており、米国の批准なしには MLC の発効は難しく今後の見通しは不透明と言わざるを得ません。

今回公表された MLC テキストは、コメンタリーを含め約 850 ページに及ぶ分量となっており、今後、本 MLC テキスト及びコメンタリーの内容について詳細な分析・検討を行うとともに、OECD／包摂的枠組みでの更なる議論、及び米国をはじめとした包摂的枠組み加盟国各国の動向について引き続き注視していく必要があるものと考えます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
白土 晴久

顧問
岡田 至康

パートナー
浅川 和仁

³ 具体的には、MLC 第 48 条(発効)において、附属書 I に定める合計 600 ポイント以上に相当する締約国の批准書の寄託を発効要件とし、附属書 I において各国にポイントが割り当てられており、すべての国の合計 999 ポイントのうち、米国には 486 ポイントが付与されている。

⁴ <https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy1789>

パートナー
船谷 晃一

パートナー
神保 真人

パートナー
沼尻 雄樹

パートナー
武田 恭世

ディレクター
城地 徳政

過去のニュースレターのご案内

[過去のニュースレターを読む>](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する>](#)

e-learningのご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細>](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、国際税務、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 152 カ国に及ぶグローバルネットワークに 328,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2023 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.